

議員提案第20号

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に  
向けた取り組みを求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成27年12月21日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

小 山 進

田 辺 新

佐 藤 耕 一

古 泉 幸 一

吉 田 孝 志

皆 川 英 二

五 十 嵐 完 二

飯 塚 孝 子

南 ま ゆ み

山 際 務

竹 内 功

中 山 均

## 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取り組みを求める意見書

新潟水俣病は公式確認から 50 年を迎えました。この間、最高裁では、平成 16 年判決で、現行の認定基準（昭和 52 年判断条件）では認められなかった被害者を水俣病患者と認めて、原因企業に賠償を命じ、また平成 25 年判決では基準の症候の組み合わせが認められない場合でも総合的に検討し、水俣病と認定する余地を排除していない旨の判断を示し、認定の弾力的運用を求めています。

本年 10 月末現在、新潟県、新潟市あわせて認定申請中の方が 148 名を数え、また国や昭和電工を被告にした訴訟が行われているように、新潟水俣病は終わっていません。

本年 5 月 31 日、新潟市内で開催された新潟水俣病公式確認 50 年式典において、望月環境大臣（当時）は、悲惨な公害が二度と繰り返されないよう、環境行政の推進に全力で取り組むことがみずからの使命であると述べましたが、未救済被害者への対応については言及せずじまいでした。

一方、新潟県知事は同日、いまなお潜在患者が相当数いることを踏まえ、全ての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立等を求めるふるさと環境づくり宣言 2015 を発表しました。新潟市長も同様の意見です。

また、水俣病特措法の救済判定をめぐる、国は異議申し立てができる行政処分には当たらないとの見解を示していますが、新潟県は処分性があるとして異議申し立てを認め、行政不服審査法に基づいて審理を行っています。この件については著名な行政法学者らが、国の見解はこれまでの判例、通説に反すると指摘しています。

よって、国会並びに政府におかれては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望します。

### 記

- 1 新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者、国、加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること。
- 1 平成 22（2010）年 4 月 16 日の水俣病特措法に関する閣議決定及び平成 23（2011）年 3 月 3 日のノーモア・ミナマタ新潟訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害実態調査を実施すること。
- 1 潜在患者が名乗り出ることができるよう、環境整備すること。
- 1 昭和 30（1955）年ごろから昭和 53（1978）年ごろまで阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取り組みを行うこと。
- 1 水俣病特措法の異議申し立てを認めること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月21日

新潟市議会議長  
高橋三義

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
環境大臣

} 宛て